

立川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）の施行による。

立川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

立川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（昭和38年立川市条例第51号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>立川市教育委員会教育長の<u>勤務時間等</u>に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の<u>勤務時間</u>その他の勤務条件について定めることを目的とする。</p>	<p>立川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき、立川市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与、勤務時間</u>その他の勤務条件について定めることを目的とする。</p> <p><u>(給与)</u></p> <p>第2条 教育長に支給する給与は、<u>給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。</u></p> <p>2 <u>教育長の給料は、月額799,000円とする。</u></p> <p>3 <u>教育長の通勤手当については、他の一般職の職員の例による。</u></p> <p>4 <u>教育長の期末手当については、常勤特別職の職員の例による。</u></p> <p>5 <u>教育長が退職し、又は死亡したときは、退職手当として勤続1年につき、最終給料月額100分の200に相当する額を支給する。ただし、特別の事情があるときは、議会の議決を経て別に定めることができる。</u></p> <p><u>(旅費)</u></p> <p>第3条 教育長が公務のため市外へ出張したときは、<u>順路により旅費を支給する。</u></p> <p>2 <u>旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費及び宿泊料</u></p>

<p>(勤務時間その他の勤務条件)</p> <p>第2条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職の職員の例による。</p>	<p>とし、その額は、常勤特別職の職員の例による。</p> <p>3 外国旅行については、前項の規定にかかわらず、副市長の例による。</p> <p>(支給方法等)</p> <p>第4条 教育長の給与及び旅費の支給方法、支給手続、支給制限等(調査審議を含む。)については、他の一般職の職員の例による。</p> <p>(勤務時間その他の勤務条件)</p> <p>第5条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職の職員による。</p>
---	---

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

